

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和4年10月27日（木）

午前9時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

- | | | |
|--------|--|---------|
| 議案第55号 | 議決事項の一部の変更について（さいたま市立尾間木小学校校舎（1棟）長寿命化・（2-1、-2・33・34・35棟）中規模修繕（建築）工事請負契約） | |
| 議案第56号 | さいたま市立上落合小学校（2・3-1、-2・4-2・12棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について | |
| 議案第57号 | 指定管理者の指定について | |
| 議案第58号 | さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について | |
| 議案第59号 | 令和4年度さいたま市教育功労賞表彰について | [非公開案件] |
| 議案第60号 | 令和4年度さいたま市優秀教職員表彰について | [非公開案件] |
| 議案第61号 | さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会委員の委嘱及び任命について | [非公開案件] |
| 議案第62号 | 行政情報一部開示決定に係る審査請求について | [非公開案件] |

3 閉 会

議案第55号

議決事項の一部の変更について（さいたま市立尾間木小学校校舎（1棟）長寿命化・（2-1、-2・33・34・35棟）中規模修繕（建築）工事請負契約）

令和2年12月議会において議決を得た請負契約について（議案第196号）、下記のとおり変更するため、市長に申出する。

令和4年10月27日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

3 契約金額中「546,150,000円」を「555,368,000円」に変更する。

提案理由

令和2年12月議会において議決を得たさいたま市立尾間木小学校校舎（1棟）長寿命化・（2-1、-2・33・34・35棟）中規模修繕（建築）工事請負契約について、改修内容の変更に伴い、契約金額を増額することに関し市長に申出するものです。

議決事項の一部の変更について

(さいたま市立尾間木小学校校舎（1棟）長寿命化・（2-1、-2・33・34・35棟）中規模修繕（建築）工事概要）

■ 工事概要

- 1 工事名称 さいたま市立尾間木小学校校舎（1棟）長寿命化・（2-1、-2・33・34・35棟）中規模修繕（建築）工事

- 2 工 期 令和2年12月18日から令和5年3月24日
 （変更による工期延長なし）

- 3 受注者 佐伯工務店・佐伯リフォーム特定共同企業体

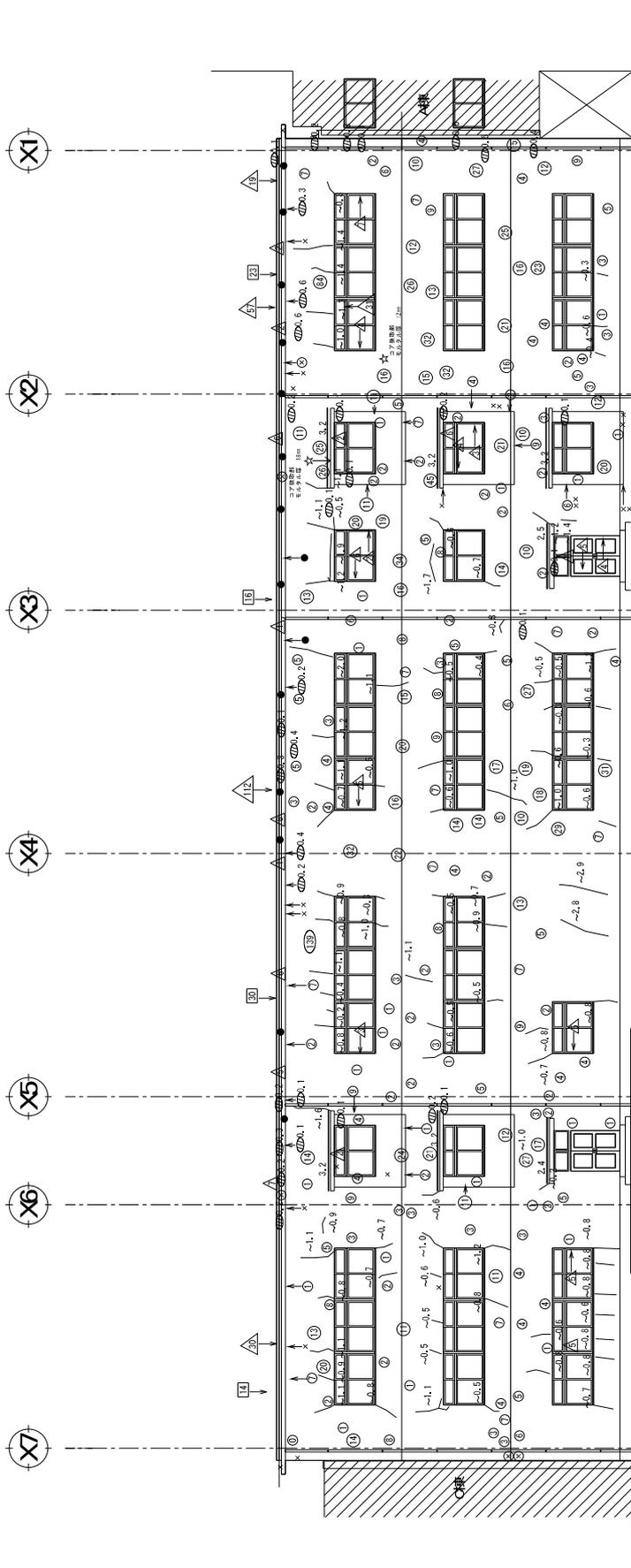
- 4 工事概要 防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、内装改修工事、
 塗装改修工事

- 5 変更内容 変更増減額 9, 218, 000円（消費税込み）…①
 当初請負金額 546, 150, 000円（消費税込み）…②
 変更後請負金額 555, 368, 000円（消費税込み）…①+②

- 6 変更概要 さいたま市立尾間木小学校校舎（1棟）長寿命化・（2-1、-2・33・34・35棟）中規模修繕（建築）工事は、令和2年12月18日に契約を締結し、工事を着手しました。

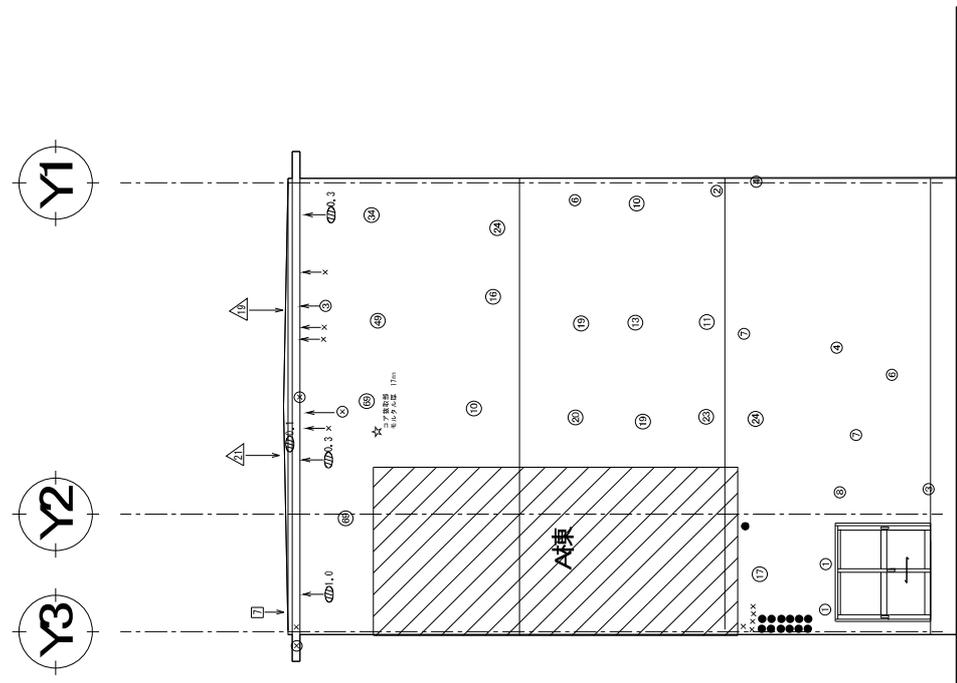
 1棟の外壁改修工事のために必要な劣化部確認、施工数量調査等の施工全面調査を実施した結果、当初見込んでいた数量より劣化部（ひび割れ部、欠損部及び浮き部等）が増加しており、補修の追加工事が必要となったため、当該請負契約に係る議決事項のうち、請負金額を変更するものです。

工種	モルタル用き補修		ひび割れ補修		火傷部補修		防汚塗料塗布
	一部	一部	一部	一部	一部	一部	
部位	100x100						
仕様	100x100						
内容	モルタル用き補修	モルタル用き補修	ひび割れ補修	ひび割れ補修	火傷部補修	火傷部補修	防汚塗料塗布
数量	1.800	306	83	22	5	15	20.9
単位	m ²						
備考							



北側立面図

工種	一般職 10名/月		年々タカル 浮き 補修 10名/月		心身要員補修 10名/月		久保部補修 10名/月		製法設備補修 10名/月		設備管理員 10名/月	
	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月
部位	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月
仕様	アンカーボルトの埋入工法											
尺別	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月
単位	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月
西面	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月	10名/月



西側立面図

議案第56号

さいたま市立上落合小学校（2・3-1、-2・4-2・12棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約について

さいたま市立上落合小学校（2・3-1、-2・4-2・12棟）リフレッシュ改修（建築）工事について、下記のとおり工事請負契約を締結したいので、市長に申出する。

令和4年10月27日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | さいたま市立上落合小学校（2・3-1、-2・4-2・12棟）
リフレッシュ改修（建築）工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 576,290,000円 |
| 4 契約の相手方 | 田中・スミダ特定共同企業体
代表構成員 埼玉県さいたま市浦和区常盤10-16-23
株式会社田中工務店
代表取締役 田中 一成

構成員 埼玉県さいたま市浦和区前地3-14-12
スミダ工業株式会社
代表取締役 半田 正一 |

提案理由

さいたま市立上落合小学校（2・3-1、-2・4-2・12棟）リフレッシュ改修（建築）工事請負契約の締結について、令和4年12月議会において議会の議決を得るため、市長に申出するものです。

さいたま市立上落合小学校（2・3-1、-2、4-2・12棟）
リフレッシュ改修（建築）工事概要

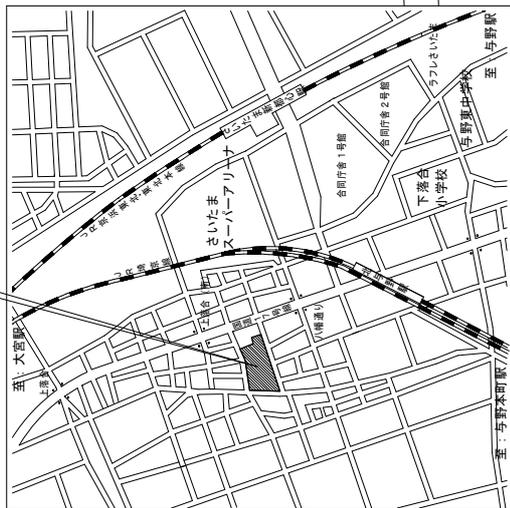
■ 工事概要

- 1 工事名称 さいたま市立上落合小学校（2・3-1、-2・4-2・12棟）リフレッシュ改修（建築）工事
- 2 工事場所 さいたま市中央区上落合4丁目14番24号
- 3 敷地面積 12, 141 m²
- 4 構造規模 管理教室棟（2棟）
鉄筋コンクリート造、地上3階建て
延べ面積 2, 967 m²

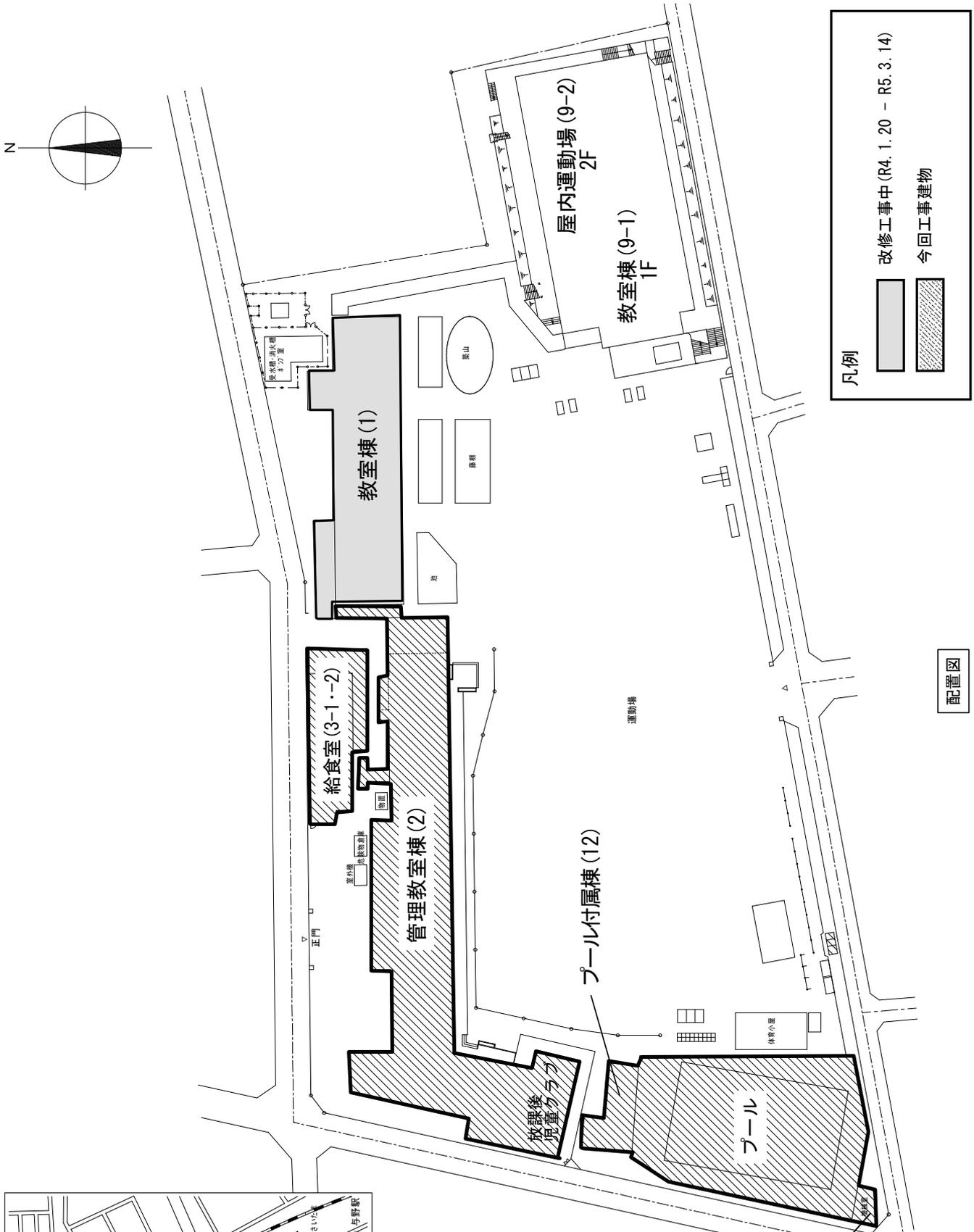
給食室棟（3-1、-2棟）
鉄骨造、平屋建て
延べ面積 199 m²

プール付属棟（4-2・12棟）
鉄骨造、平屋建て
延べ面積 90.14 m²
- 5 工期 議会の議決を得たる日から令和6年6月24日
- 6 改修内容 防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、内装改修工事、
塗装改修工事、便所改修工事、外構改修工事

工事場所：さいたま市中央区上落合4丁目14番24号

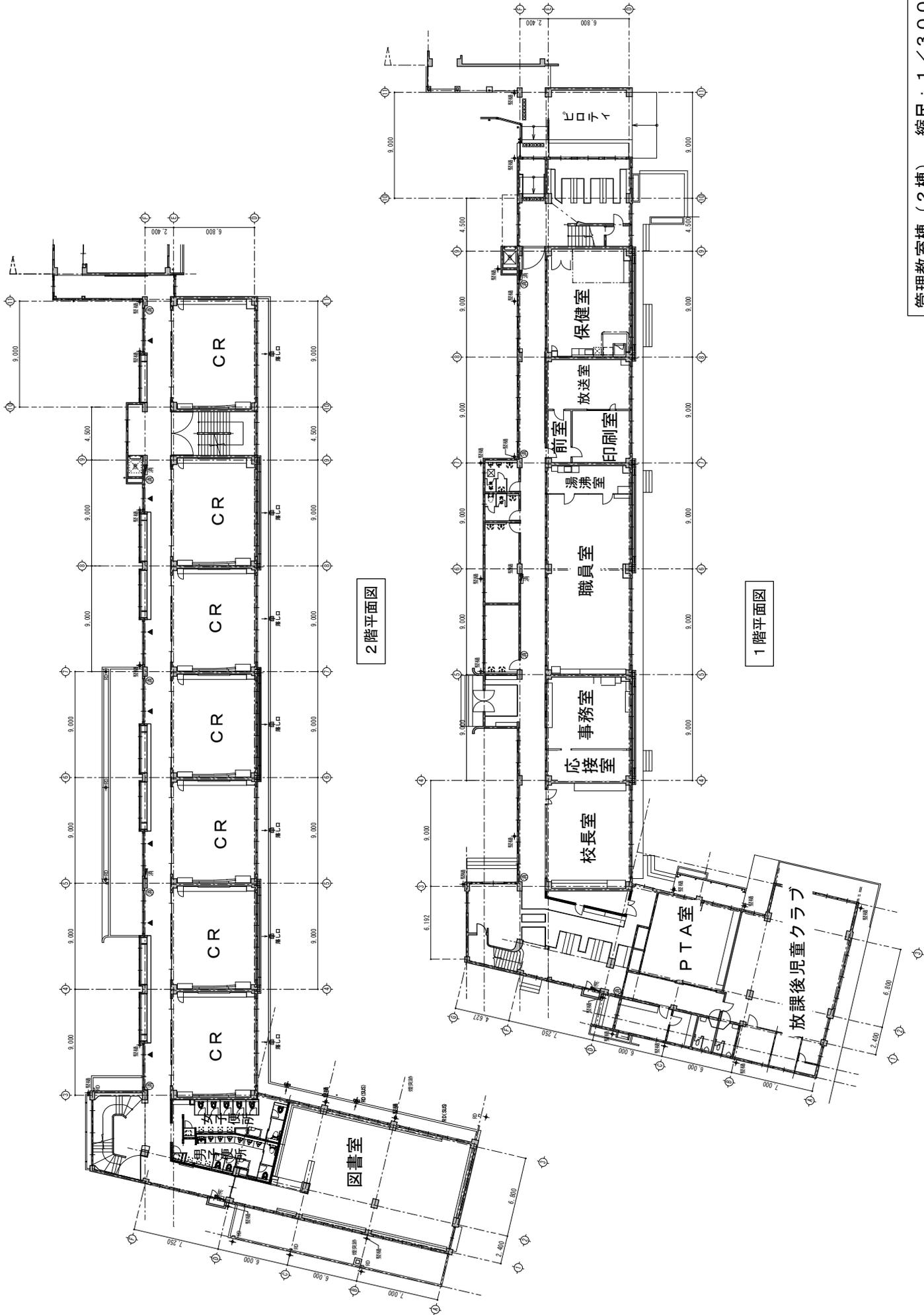


案内図

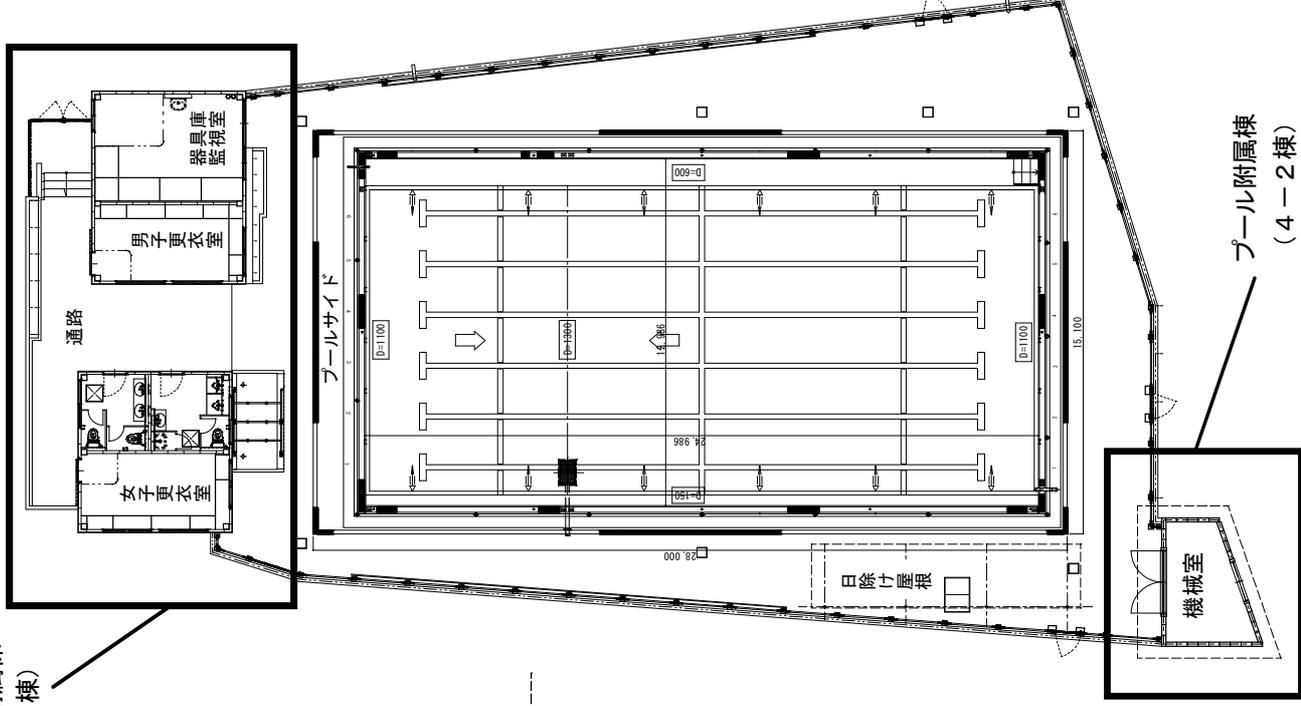
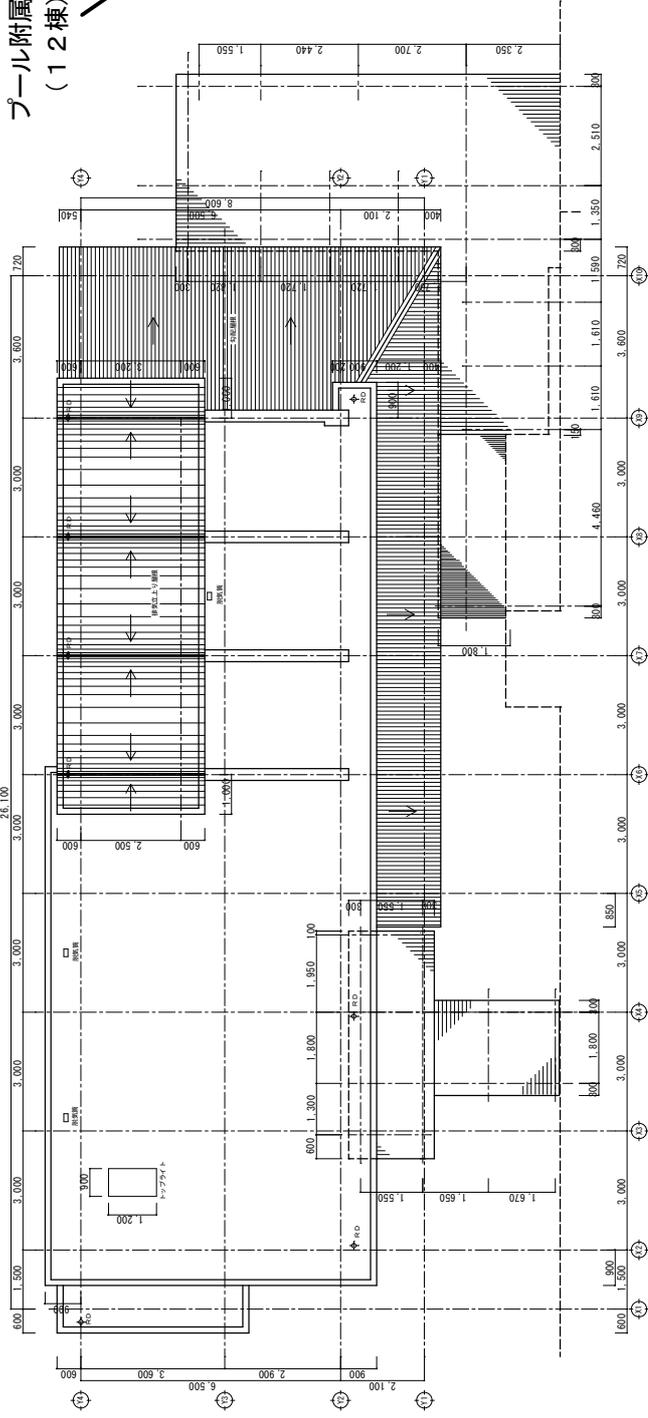


配置図

プール付属棟 (4-2)

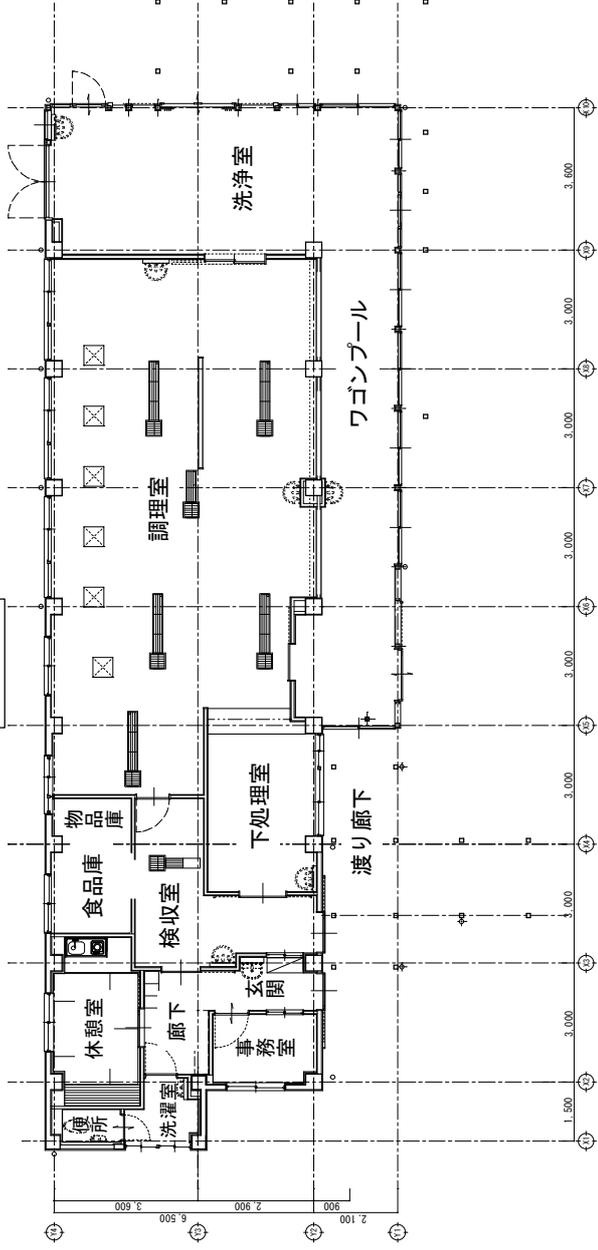


プール附属棟
(12棟)

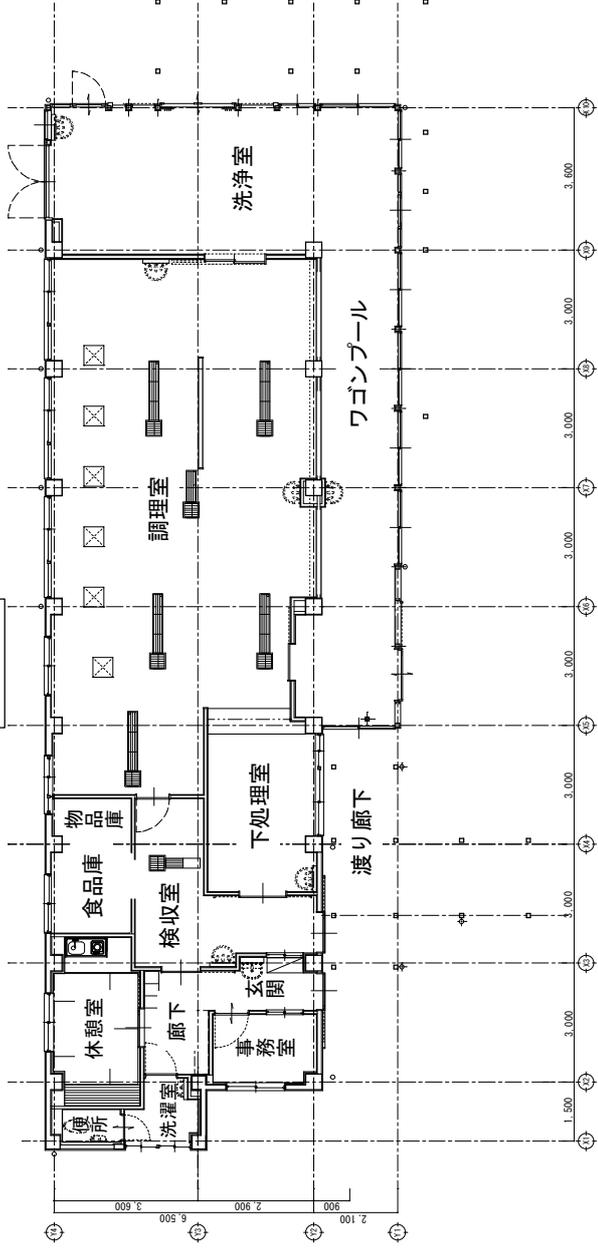


プール附属棟
(4-2棟)

R階平面図



1階平面図



プール全体平面図 縮尺：1/200

給食室棟 (3-1、-2棟) 縮尺：1/1,200

開札記録票 (抄)

件名 さいたま市立上落合小学校(2・3-1、-2・4-2・12棟)リフレッシュ改修(建築)工事

履行場所 さいたま市中央区上落合4丁目14番24号

入札(見積)日時 令和4年9月22日 午後1時30分

履行期間 議会の議決を得たる日 ~ 令和6年6月24日

入札(見積)業者	1回目(円/税抜)	2回目(円/税抜)	
斎藤・和光特定共同企業体	570,000,000		
田中・スミダ特定共同企業体	523,900,000		落札(低入札調査実施)
日清・第一塗装特定共同企業体	534,770,000		
三ツ和・山一特定共同企業体	—		辞退

設計金額(税込) 639,540,000 円

予定価格(税込) 639,540,000 円

調査基準価格(税込) 587,428,600 円

申込金額(税込) 576,290,000 円

総額失格基準 523,138,000 円

議案第57号

指定管理者の指定について

さいたま市宇宙劇場の指定管理者について、下記のとおり市長に申出する。

令和4年10月27日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
 - (1) 所在地 さいたま市大宮区錦町682番地2
 - (2) 名称 さいたま市宇宙劇場
- 2 指定管理者に指定する団体
 - (1) 所在地 東京都府中市矢崎町4丁目16番地
 - (2) 名称 株式会社五藤光学研究所
 - (3) 代表者 取締役社長 五藤 信隆
- 3 指定する期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

令和5年4月1日から令和10年3月31日までのさいたま市宇宙劇場における指定管理者の指定について、市長に申出するものです。

議案第58号

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令を、別紙のとおり制定する。

令和4年10月27日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令

さいたま市教職員服務規程（平成13年さいたま市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(育児休業等)</p> <p>第17条 教職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするときは原則として育児休業をしようとする期間の始まる日の1月前<u>（当該請求に係る子の出生の日から起算して五十七日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、二週間前）</u>までに、育児休業法第3条第1項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、原則として現に承認を受けている育児休業の期間の満了する日の1月前<u>（当該請求に係る子の出生の日から起算して五十七日までの期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合にあっては、二週間前）</u>までに、育児休業承認請求書により委員会に請求しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 教職員は、育児休業条例第11条第6号の規定により再度の育児短時間勤務をしようとするときは、あらかじめ<u>育児短時間勤務計画書</u>を育児短時間勤務承認請求書とともに委員会に提出しなければならない。</p> <p>5 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(育児休業等)</p> <p>第17条 教職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第2項の規定により育児休業の承認を受けようとするときは原則として育児休業をしようとする期間の始まる日の1月前までに、育児休業法第3条第1項の規定により育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、原則として現に承認を受けている育児休業の期間の満了する日の1月前までに、育児休業承認請求書により委員会に請求しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 教職員は、<u>育児休業条例第3条第4号の規定により再度の育児休業をしようとするときは、あらかじめ育児休業等計画書を育児休業承認請求書とともに委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>5 教職員は、<u>育児休業条例第11条第5号の規定により再度の育児短時間勤務をしようとするときは、あらかじめ育児休業等計画書を育児短時間勤務承認請求書とともに委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>6 [略]</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

提案理由

さいたま市職員の育児休業等に関する条例等の改正に伴い、さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令を制定するものです。

なお、施行期日は公布の日です。